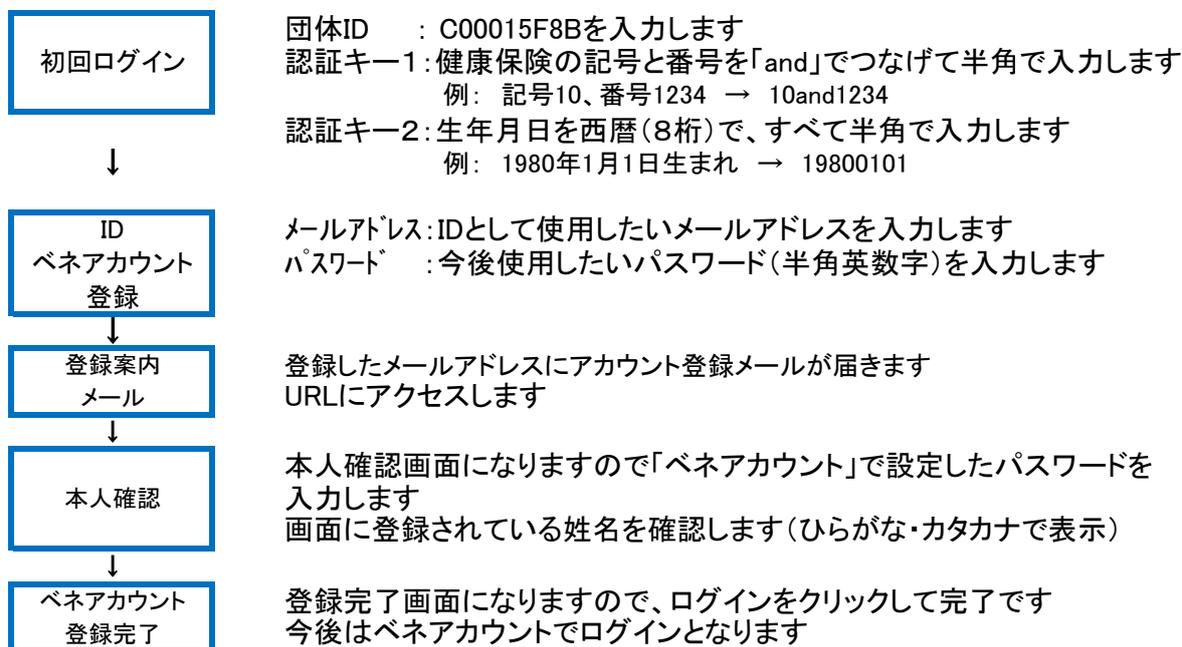


ベネフィット・ステーションのご利用方法

ベネフィットステーションへのログインにベネアカウントが必要です

HOYA(株)アイケアカンパニー及びHOYA Technosurgical(株)社員の方は、HOYA福祉共済センター提供のベネフィット・ステーションはご利用できません。各会社提供の福利厚生サービスをご利用ください。



<サービスのコースについて>

コース区分がある場合、スタンダード(A)コースが適用されますが、介護分野の介護用品補助については、ゴールド(B)コースの補助額が利用できます。利用の際は『メニューNo.640263介護補助金サービス・スタンダードコースA』内の『申請書ダウンロード【特別団体様専用10,000円プラン】』を使用してください。

<新しく入社された方へ>

原則として入社月の翌々月からサービスを利用できるようになります。

<異動で健康保険の記号番号が変わった方へ>

異動日と変更処理のタイミングの関係で、新しい記号番号に切り替わっても、本サービスのデータ上ではまだ更新されていない場合があります。新しい記号番号でログインしてみてもエラーになった場合は、異動前の記号番号でログインしてベネアカウント登録してください。

<退職される方へ>

在職している間はご利用できます。

↓ログインはこちら↓

『初めての方は、[こちら](#)』

『[ログイン画面はこちら](#)』

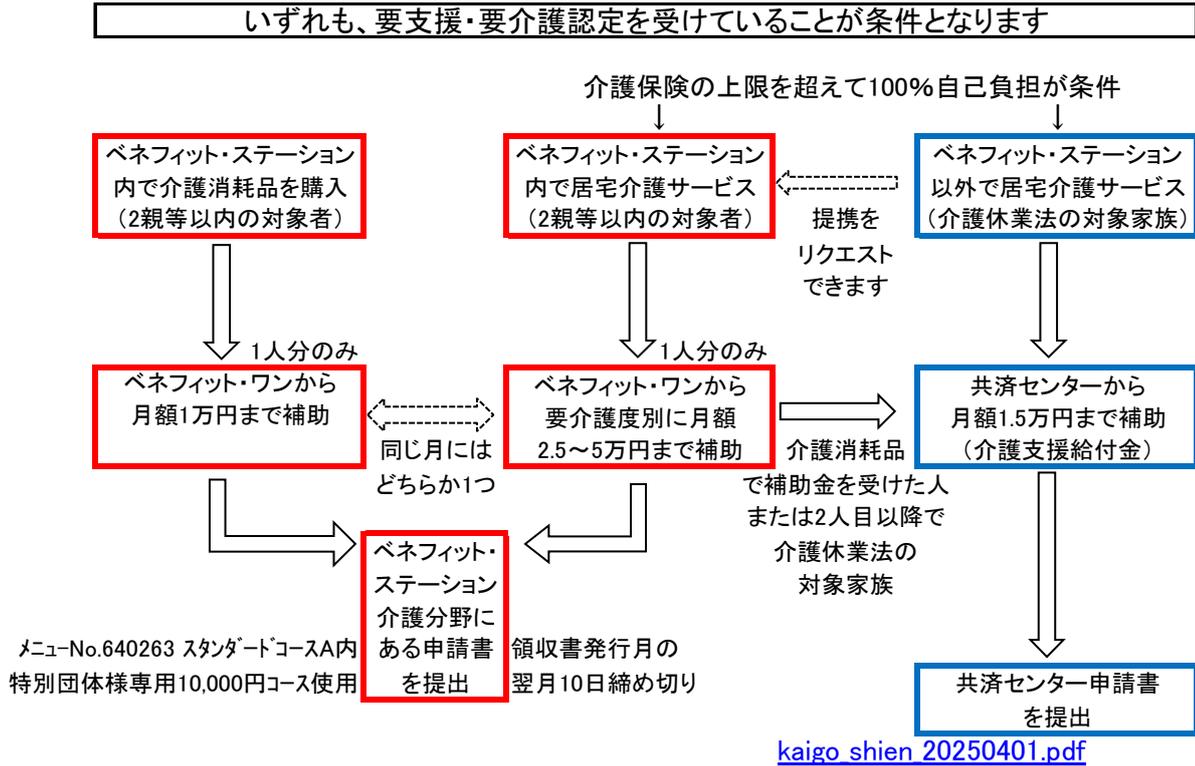
お問合せは HOYAグループ専用コールセンター 0800-111-8019 まで

*次ページに介護補助金等の情報がありますので、ご覧ください。

介護補助金等の情報

ベネフィット・ステーションには介護補助金制度が、HOYA福祉共済センターには介護支援給付金制度があります。

下記に両者の関係図をしめしますので、該当する方はそれぞれの申請書を使い申請をしてください。



- * 2親等内の対象者は、ログイン画面のご利用対象範囲の図を参考にしてください。
- * 介護休業法の対象家族は、「配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫」です。
- * ベネフィット・ワンの提携リクエストは、相手先の事情がありますので、リクエストしても、必ずしもベネフィット・ステーションのサービスに追加されるとは限りません。
- * くわしくは、ベネフィット・ステーション内の介護補助金の説明、健保ホームページの共済センター介護支援給付金の説明をご覧ください。